

栄養士免許等関係事務に係る労働者派遣業務委託契約書（案）

委託業務の名称 栄養士免許等関係事務に係る労働者派遣業務
契約履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
委託料の額 労働者1人1時間当たり金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

上記の業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の条項の定めるところにより委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が行う業務を補助するために、乙が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣労働者を甲に派遣し、派遣労働者が行う業務（以下「派遣業務」という。）を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（派遣就業に係る基本姿勢）

第2条 甲及び乙は、労働者派遣法、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令及び本契約を遵守し、派遣労働者に対し適正な労務管理を行う。

2 甲は、本契約に定めた業務以外の業務に派遣労働者を従事させてはならない。

（派遣労働者の勤務場所・業務内容等）

第3条 次に掲げる事項については、別記2「栄養士免許等関係事務に係る労働者派遣業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとし、仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

- 一 派遣労働者が派遣業務を行う場所
- 二 派遣人数及び業務従事予定時間数
- 三 派遣労働者が派遣就業をする日、派遣就業開始及び終了時刻並びに休憩時間
- 四 派遣労働者が従事する業務の内容
- 五 派遣労働者の要件
- 六 その他必要な事項

（派遣受入期間）

第4条 派遣労働者の派遣期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、仕様書に定める業務従事予定時間数に契約単価を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 乙は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。

3 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。

4 甲は、乙が財務規則第 229 条第 1 項各号の規定に該当すると認めるときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(乙の履行義務等)

第 6 条 乙は、甲に対して、本契約書及び仕様書に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。また、甲乙協議のうえ仕様書が変更されたときは、変更された仕様書に従って派遣業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 7 条 乙は、甲の書面による承諾なくして、本契約における地位を第三者に継承させ、あるいは本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(再派遣等の禁止)

第 8 条 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を甲に再派遣してはならない。

2 乙は、派遣業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(派遣業の許可の明示)

第 9 条 乙は、本契約を締結するにあたり、あらかじめ甲に対し、労働者派遣法第 5 条第 1 項の規定による労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。

2 乙は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、本契約期間中に労働者派遣法第 10 条に規定する有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(派遣労働者等の通知)

第 10 条 乙は、本契約に係る派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第 35 条に定める事項を甲に通知しなければならない。

(個別派遣契約の締結)

第 11 条 甲及び乙は、前条の規定により通知を受けた者について、労働者派遣法第 26 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた個別派遣契約（以下「個別契約」という。）を締結するものとする。

2 乙は、甲に労働者を派遣する都度「労働者派遣通知書」を作成し、甲に通知する。

3 前項の「労働者派遣通知書」について、甲が承諾し受領したことをもって個別契約の成立とし、「労働者派遣通知書」を個別契約として取り扱うものとする。

(管理台帳の作成)

第 12 条 甲は、労働者派遣法第 42 条第 1 項に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。

2 乙は、労働者派遣法第 37 条第 1 項に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

(就業の確保)

第 13 条 甲及び乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、派遣業務の遂行に支障を生じ、又は甲の信用を害する等の不都合が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲が派遣労働者に対し、その指揮命令下に労働を行わせることにより、労働

基準法等の法令違反の生じることのないよう、時間外・休日労働協定その他所定の法令上の手続をとらなければならない。

- 3 乙は、労働保険及び社会保険の適用に係る手続を適切に進め、労働保険及び社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、その加入手続後に派遣を行うものとし、その経費負担は乙が行うものとする。ただし、新規雇用する派遣労働者を派遣する場合であって、当該派遣労働者の派遣開始後、速やかに労働保険及び社会保険の加入手続を乙の経費負担において行う場合は、この限りではない。
- 4 乙は、労働基準法に基づき、派遣労働者には派遣業務に支障のない範囲において有給休暇の取得を認めるものとし、その経費負担は乙が負うものとする。
- 5 乙は、前項の規定により派遣労働者が休暇を取得するときは、原則として事前に甲に対して通知するものとする。
- 6 甲は、この派遣業務の遂行に必要な施設、設備等を、甲の業務に支障のない範囲において派遣労働者に使用させることができる。

(代替要員の確保)

第14条 乙は、派遣労働者の病気、事故、休暇の取得その他の事由により勤務できない場合は、速やかに甲にその旨を通知しなければならない。

- 2 甲は、乙に対して、前項の規定により派遣労働者が勤務できない期間中の代替要員の派遣を要請することができる。
- 3 乙は、前項の規定により甲から要請があった場合には、その要請に応じるものとする。
- 4 前項の代替の派遣労働者に対する契約単価等の諸条件は、本契約に準ずる。

(派遣先及び派遣元責任者・指揮命令者の選定)

第15条 甲及び乙は、それぞれ自己が雇用する労働者（法人の場合は役員を含む。）の中から「派遣先責任者」及び「派遣元責任者」を選任し、甲乙協力して適正な派遣就業のための措置を講じなければならない。

- 2 甲は、自己の事業のために派遣労働者を直接指揮命令・指導する「指揮命令者」を自己が雇用する労働者の中から定めなければならない。

(指揮命令等)

第16条 派遣労働者は、その派遣業務の実施にあたり、前条の規定により甲が定めた指揮命令者の指示に従うものとする。

- 2 指揮命令者は、派遣労働者を仕様書に定める業務以外に従事させないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう、業務処理の方法その他必要な事項を指揮命令・指導しなければならない。
- 3 乙は、派遣労働者に対し、甲の指揮命令等に従って業務を遂行するとともに、職場の秩序及び規律の維持に努めるよう指導教育しなければならない。

(就業環境の安全及び衛生等)

第17条 甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

- 2 甲は労働者派遣法その他の関係法令及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平

成 11 年労働省告示第 138 号) に従い、セクシュアルハラスメントの防止等適正な就業環境の確保に努めるものとし、乙は、甲の取組に協力するものとする。

(苦情処理)

第 18 条 甲は、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図るものとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。

2 乙は、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図るものとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。

3 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

(業務上の災害等)

第 19 条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定める事業主の責任を負うものとする。

2 通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受けるものとする。

3 乙が前 2 項の規定に基づく手続を行う際は、甲は乙に協力するものとする。

(機密保持及び個人情報保護)

第 20 条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た機密情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏洩し、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならず、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、前項の義務を派遣労働者（職を退いた者も含む。）に周知し、これを遵守させる責任を負うものとする。

3 乙は、派遣労働者に対し、情報漏洩防止に関する研修等を実施するものとする。

4 前 3 項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

(資料等の管理)

第 21 条 乙は、甲が派遣業務に必要なものとして用意した資料、情報及び機器等を善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、かつ派遣業務以外の用途に使用してはならない。

2 乙は、前項の義務を派遣労働者に周知徹底し、これを遵守させる責任を負うものとする。

(甲の監査権)

第 22 条 甲は、機密情報、個人情報及びその他本契約の履行により蓄積される情報の利用、管理及び保管状況等に対して、定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供するものとする。ただし、監査費用は甲の負担とし、監査の対象事項及び方法の詳細については甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

2 甲は、前項に規定する事項以外の事項に対しても、本契約の履行状況等を調査する

ため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供するものとする。この場合は前項ただし書を準用するものとする。

(一般的損害)

第23条 甲は、甲及び乙の責に帰すことができない事由により生じた損害で、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認めるときは、損害額を認定し、その負担については甲乙協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 本契約の履行に関し、第20条に定める以外の事由で、故意又は重過失により第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担について甲乙協議して定める。

2 前項の場合、その他本契約の履行に関して、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(事故等の報告)

第25条 乙は、甲が派遣業務に必要なものとして用意した資料、情報及び機器等及びその管理する電子データ等の漏洩、紛失(盗難を含む。)、滅失その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲及び乙は、前項の義務を派遣労働者に周知徹底し、これを遵守させる責任を負うものとする。

3 甲及び乙は、前項の事故等が発生した場合には、遅滞なく書面により詳細な経過報告及び今後の対処方針を相手方に提出しなければならない。

(派遣業務の変更等)

第26条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、契約金額その他の契約条件を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定め、変更契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、変更後の派遣業務内容に係る派遣料金相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、当該変更等が甲の責めに帰すべき事由と認められない場合は、この限りでない。

(協議解除)

第27条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、本契約を解除することができる。

2 甲は、専ら甲に起因する事由により、本契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うものとする。

3 前2項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存する派遣料金相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(甲の解除権)

第28条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 着手期日を過ぎても、正当な理由なく業務に着手しないとき。
- 二 派遣労働者が次の事項に該当し、派遣業務に支障が生じるとき。
 - イ 不正な行為があったとき。
 - ロ 正当な理由なく作業が著しく遅延するとき、又は業務に着手しないとき。
 - ハ 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
 - ニ 作業状況に著しく誠意を欠くと認めるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- 四 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第29条 次の各号のいずれかに該当する場合において、乙が甲に損害を及ぼしたときは、乙は違約金として甲が算定する損害額を甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の解除権）

第 30 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって派遣業務の履行が不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が前項の規定により本契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、当該解除の時点で残存する派遣料金相当額の範囲で損害を賠償しなければならない。

（解除に伴う措置）

第 31 条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する派遣料金を支払わなければならない。

2 甲及び乙は、本契約の契約期間が満了する前に、派遣労働者の責めに帰すべき事由によらず、本契約の解除を行った場合には、本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。

3 甲は、本契約の契約期間が満了する前に、本契約の解除を行おうとする場合であつて、乙から請求があったときは、当該解除を行う理由を乙に対し明らかにするものとする。

（談合その他不正行為による損害賠償）

第 32 条 甲は、本契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約単価に仕様書に定める業務従事予定時間数を乗じて得た額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第一号又は第二号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に独占禁止法の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、本契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(報告等)

第 33 条 乙は、派遣労働者が、毎勤務日終了後、勤務記録書を作成し、その内容について甲の定めた指揮命令者又は甲の指定する者の確認を受けるよう派遣労働者に対して指導しなければならない。

- 2 乙は、毎月の派遣業務が終了するごとに、速やかに派遣労働者の勤務時間及び時間外勤務時間を甲に報告しなければならない。

(検査)

第 34 条 甲は、前条第 2 項の報告があったときは、当該報告を受理した日から 10 日以内に検査を実施しなければならない。

- 2 前項の検査の結果不合格となり、派遣労働者の勤務時間等について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において発生する費用は、すべて乙の負担とする。また、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

- 3 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、甲から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。

(派遣料金の算出及び支払)

第 35 条 派遣料金は月払とし、派遣料金の計算期間は、月の初日から月の末日までの 1 か月とする。

- 2 前項の派遣料金は、当該月の派遣労働者毎の実労働時間の総計に契約単価を乗じた額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とし、当該月に複数名の労働者派遣があった場合は、派遣労働者毎の派遣料金を合算した額とする。この場合の実労働時間は、各日において 5 分単位で算出したものとし、5 分に満たない時間数は切り捨てるものとする。なお、実労働時間の総計に、1 時間に満たない 5 分単位の時間数が含まれている場合は、算定過程において 60 分で除するものとする。

- 3 次の各号に定める派遣就業については、契約単価に各号に定める割合を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）を 1 人 1 時間当たりの単価とする。なお、1 週間の起算日は日曜日とする。

一 1 日 7 時間 45 分又は 1 週間 38 時間 45 分を超えた場合は、25%の割増とする。

二 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）の日に派遣就業をした場合は、35%の割増とする。

三 深夜（午後 10 時から翌朝 5 時まで）に派遣就業をした場合は、前二項に規定するそれぞれの割増率に 25%を加算した割増とする。

- 4 前 3 項に定める派遣料金には、通勤手当、社会保険料、労働保険料及び本契約業務に係る諸経費を含むものとする。

- 5 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して派遣料金の支払を請求できるもの

とする。

6 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に派遣料金を支払うものとする。

7 乙は、甲の責めに帰す事由により前項に定める支払が遅延した場合においては、遅延利息の支払を甲に請求することができる。

8 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した額とする。ただし、当該額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとし、その全額が 100 円未満であるときはこれを支払わないものとする。

（関係書類の整備及び保管）

第 36 条 乙は、派遣事業の関係書類を派遣事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（権利の帰属）

第 37 条 本契約に基づき、派遣労働者が業務の実施にあたって発生した権利は、全て甲に帰属するものとする。

（契約終了時の引継、移行支援）

第 38 条 乙は、本契約の全部又は一部を解除し、若しくは契約期間が終了した場合には、業務に支障が生じることのないよう、甲又は他社に対して引継及び移行支援を実施しなければならない。

（事情変更の場合の措置）

第 39 条 本契約を締結したときにおいて予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化により、契約単価が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。

（代表者等の変更通知）

第 40 条 甲及び乙は、その代表者又は住所を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

（派遣労働者の福祉の増進のための便宜の給与）

第 41 条 甲は、甲の労働者に対して利用の機会を与える診療所等については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるよう配慮しなければならない。

（契約外の事項）

第 42 条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関する疑義については、財務規則によるものとし、財務規則に定めのない事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 43 条 前条の規定による協議が整わない場合、本契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏 名 福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所
氏 名

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなけ

ればならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。